



全ト協発第16号(環・適)
平成31年4月4日

各都道府県トラック協会会長 殿
地方貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関
公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本克己



「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、別添のとおり、国土交通省自動車局安全政策課長、貨物課長及び整備課長連名により「「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について」の通達が発出されました(施行日：平成31年4月1日)。

平成30年6月27日改正(同年10月1日施行)貨物自動車運送事業輸送安全規則において、整備管理者の研修については、地方運輸局長からの通知によらず、各事業者の管理のもと定期的に受講させることとする等の改正が行われているところですが、本通達は、同改正を踏まえてその解釈及び運用を規定したものです。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者等に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部 吉田

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

国自安第233号の2
国自貨第153号の2
国自整第315号の2
平成31年3月28日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省 自動車局

安全政策課長



貨物課長



整備課長



「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、今般、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」（平成15年自動車交通局安全政策課長、貨物課長通達（国自総第510号、国自貨第118号、国自整第211号））の一部を、別紙新旧対照表のとおり改正し、各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴協会においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。

国自安第233号の2
国自貨第153号の2
国自整第315号の2
平成31年3月28日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

国土交通省 自動車局

安全政策課長



貨物課長



整備課長



「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、今般、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」（平成15年自動車交通局安全政策課長、貨物課長通達（国自総第510号、国自貨第118号、国自整第211号））の一部を、別紙新旧対照表のとおり改正し、各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴機関においてもその趣旨を了知されるとともに、地方実施機関に対し周知されたい。

新	旧
<p>制 定 平成15年3月10日 国自総第510号 国自貨第118号 国自整第211号</p> <p>最終改正 平成31年3月28日 国自安第233号 国自貨第153号 国自整第315号</p>	<p>制 定 平成15年3月10日 国自総第510号 国自貨第118号 国自整第211号</p> <p>最終改正 平成30年4月20日 国自安第 11号 国自貨第 8号 国自整第 25号</p>
<p>各地方運輸局自動車交通部長 (関東・近畿)運輸局自動車監査指導部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 沖縄総合事務局運輸部長</p> <p style="text-align: right;">自動車交通局安全政策課長 自動車交通局貨物課長</p>	<p>各地方運輸局自動車交通部長 (関東・近畿)運輸局自動車監査指導部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 沖縄総合事務局運輸部長</p> <p style="text-align: right;">自動車交通局安全政策課長 自動車交通局貨物課長</p>
<p>貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について</p>	<p>貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について</p>
<p>第2条の2 輸送の安全～第14条 点検等のための施設 (略)</p>	<p>第2条の2 輸送の安全～第14条 点検等のための施設 (略)</p>
<p><u>第15条 整備管理者の研修</u></p>	<p><u>第15条 整備管理者の研修</u></p>
<p>1. 本条は、事業者が選任した整備管理者であって本条で定める者に、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）が行う研修を必ず受講させるべきことを定めたものであり、事業者において受講状況を適切に管理し、研修を受講させるよう指導すること。</p> <p>2. 「整備管理者として新たに選任した者」とは、当該事業者において整備管理者として初めて選任された者のことをいい、当該事業者において、過去に整備管理者として選任されていた者や他の使用の本拠の位置で選任されていた者は、これに該当しない。</p> <p>3. 整備管理者として新たに選任した者について、選任した日の属する年度の翌年度の末日までに研修を受講させるよう指導すること。</p> <p>4. 「最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者」については、最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌々年度の末日までに受講させるよう指導すること。ただし、当該事業者において過去に整備管理者として選任されていた者が、その後当該事業者において整備管理者として再選任された場合であって、当該選任した日において、当該年度に予定されていた研修が全て終了している場合等のやむを得ない理由があるときは、当該選任した日の属する年度の翌年度の末日までに研修を受講させるよう指導すること。</p>	<p>本条は、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）から整備管理者に研修を受講させるように通知があった場合、必ず受講させるべきことを定めたものであり、地方運輸局において最近の受講状況を確認し受講させること。</p>
<p>第17条 運転者～第31条 受験資格 (略)</p>	<p>第17条 運転者～第31条 受験資格 (略)</p>
<p><u>附 則(平成31年3月28日付国自安第233号、国自貨第153号、国自整第315号)</u> この通達は、平成31年4月1日から施行する。</p>	